

「ヤングケアラー」を支える赤い羽根プロジェクト
応募要領

社会福祉法人 山口県共同募金会

1 楽 旨

この助成は、山口県社会福祉協議会が推進する「福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」の中でも特に潜在化しやすく支援の手が行き届いていないとされる「ヤングケアラー」にスポットを当て、地域における新たな支援活動の展開や既存の支援活動の活性化を促進するプロジェクトです。

2 実施主体

社会福祉法人 山口県共同募金会

3 協働実施

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

4 助成対象活動期間

助成決定の日（令和7年7月中旬の予定）から令和8年3月31日（火）まで
ただし、活動内容によっては令和7年4月1日（火）まで遡ることができるものと
します。

5 助成対象団体

法人格の有無は問いませんが、民間非営利団体であり、団体名義の預貯金口座を有
していることを条件とします。

6 助成対象活動

山口県内の地域において実施する、ヤングケアラーや家族に対する支援活動を対象
とします。次の活動例も参考にして検討してください。

【助成対象となる活動例】

- ヤングケアラーへの理解や支援を活性化させるための活動
(ヤングケアラー支援に係る研修・セミナーの開催、周知対象を絞った広報啓発など)
- ヤングケアラーや家族を対象とするフードパントリー活動
(食品・日用品の配付など)
- ヤングケアラーをサポートする活動
(レスパイトのための活動、「ケアラー本人がやりたいこと」を応援する活動など)
- 他の団体と協働して、ヤングケアラーを支援する活動
(他の機関と協働して、ヤングケアラー本人又はその家族を支援するなど)
- 他団体と協働・サポートをする活動
(・他団体とのネットワークを広げるための情報交換会の開催や研修会の実施など)
(・団体のスキルを活かし、他団体のサポートや団体の立ち上げ支援を行うなど)

7 対象経費

以下の費用を助成対象とします。

- (1) ヤングケアラーや家族の支援に必要な備品・消耗品費、印刷費
- (2) ボランティアの交通費（実費）
- (3) ボランティア行事用保険料
- (4) 研修や講演会などの講師料や会場費
- (5) 居場所などに使用する建物の改修、備品整備、家賃・光熱費などの経費
- (6) フードパントリーを実施する場合の食品及び日用品の購入費
（1世帯当たり1回につき2,000円を上限）
- (7) その他本会が認める経費

8 対象外経費

以下の経費は助成対象外とします。

- (1) 団体スタッフの人事費
- (2) ボランティア活動保険料
- (3) 活動を実施するまでの必要性が乏しいなど本会が対象外と判断する経費

また、行政や他の民間助成団体から委託を受けて行う活動については原則として対象外としますが、この場合にあっても、当該活動の回数や対象者数の拡大を図る取組については助成対象とします。

9 助成額

一団体当たり、新規申請団体の助成額は30万円を上限とし、前年度からの継続申請団体については50万円を上限とします。ただし、他の団体と協働して行う活動又は他の団体のサポートをする活動等については、新規・継続を問わず上限を50万円とします。

10 応募方法及び助成決定等

(1) 応募期間

令和7年5月9日(金)から6月30日(月)までとします。

(2) 応募方法

応募締切日までに、以下のサイト経由でweb応募フォーム「e 応募」（以下「e 応募」と言う）にアクセスし、必要事項を記入のうえ、以下のA～Gの書類をアップロードして送信してください。（郵送による応募はお受けできません）

<https://hanett.akaihane.or.jp/josei/yamaguchi/oubo/apply/tokubetsujosei2>

はじめて「e 応募」から応募する場合は予め団体登録が必要となりますので、上記URLから「e 応募」へアクセスし、「新規登録はこちら」より登録してください。団体登録には、以下の書類をアップロードしていただきます。登録に不備がある場合、応募締切日の当日は対応が出来かねる場合がございますので登録は早めに済ませてください。

■ 団体登録に必要な提出書類（各ファイル名の最初に以下項目のアルファベットを付してください。）

A	団体の定款、会則、規約のいずれか（Word、Excel、PDF）
B	団体の役員名簿（Word、Excel、PDF）

■ 本助成応募に必要な提出書類（各ファイル名の最初に以下項目のアルファベットを付してください。）

C	応募書①【Wordのみ】
D	応募書②（活動計画書）【Wordのみ】
E	助成金振込口座の通帳2頁目にある金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかる部分の画像
F	助成により、消耗品以外の備品等を購入する場合のカタログ※
G	助成により、消耗品以外の備品等を購入する場合の見積書※

※ カタログ・見積書は助成希望の活動に消耗品以外の備品等（3万円以上）がある場合に必要です。

※ 入力画面を放置すると登録できなくなりますので、入力画面の最下段の「一時保存」をご利用ください。

※ 「e応募」にアップロードできるファイルの容量は、1ファイルあたり 5MB までです。

※ 応募の活動内容により、その他の関係資料を求めることがあります。

(3) 審査・決定等

- ア 申請内容を本会配分委員会で審査し、本会会長が決定します。助成決定については、7月中旬を予定しており、文書で決定の可否をお知らせします。
- イ 助成金は、助成決定後1週間以内に応募の際に提出いただいた団体の預貯金口座へ振り込みます。
- ウ 応募の活動計画の内容に大きな変更がある場合、予め本会へご相談ください。
- エ 活動終了後1か月以内に活動実施報告書（報告書の様式等は助成決定時にお示します。）を提出していただきます。
- オ 虚偽の申請又は報告があった場合は、助成決定を取り消し、助成金の返還を求めこととなります。

11 問合せ先

社会福祉法人山口県共同募金会

〒753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館2F

TEL (083) 922-2803 FAX (083) 922-2809

Email yamaguchi@akaihane.net